

副 本

平成29年（行サ）第10029号行政上告提起事件

上 告 人 杉村和高

被 上 告 人 特許庁長官

平成29年11月13日

最 高 裁 判 所 御 中

上 告 人 杉村和高 印

付 属 書 類

(1) 平成27年（行サ）第10037号 行政上告提起事件

「上告理由書」

(2) 平成27年（行ノ）第10056号 行政上告受理申立て事件

「上告受理申立て理由書」

### 上 告 理 由 書

頭書事件について、上告人は、次のとおり上告理由を提出し、特許庁の「審決」と知的財産高等裁判所の「判決」が誤りであり不正であり、同時に憲法に違反していることを説明いたします。

はじめに

この書類は、知的財産高等裁判所の判決が不服であるので、最高裁判所に対して上告するのに際しその理由を申し述べるものです。

上告人は、被上告人に対する拒絶査定不服審査請求、並びに、知的財産高等裁判所に対する審決取消請求裁判のいずれにおいても、本願発明（上告人が出願し審査請求した発明を指します、以下同様です。）が特許に値するものでありその特許を認める事を求めました。また、その拒絶査定不服審判請求、並びに審決取消請求の裁判では、被上告人の主張がただの誤りでは無く、不正である事も主張しています。（この書類では「原告＝私」を「上告人」と記述し、「被告＝特許庁」を「被上告人」と記述します。以下同じです。）

そして、本願発明の特許を認めず、被上告人の不正も認めなかった、知的財産高等裁判所の判決は明らかな誤りであり不正であると判断しています。

したがって、最高裁判所に対しても、上告人は「原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める」のみならず、被上告人の審決、並びに知的財産高等裁判所の判決のいずれもが誤りであり不正であるとの判断を示すことを求めます。

そして、上記の審決及び判決の不正を招き入れた最高裁判所の不正、並びに最高裁判所自身が加わった不正の責任を明らかにすることを求めています。

ここに述べる「不正」とは、法的誤り、論理的誤り、人を欺く等、明らかな間違いであることを承知しながらその主張を行うことを指しています。もちろん、国民のほとんどが唯の間違いと不正とを明確に区別している事を前提にした考え方です。

別紙「上告受理申立て理由書」では知的財産高等裁判所の判決内容を詳細に説明し、その判決が誤りであり不正である事を明らかにしています。

この「上告理由書」では、知的財産高等裁判所の判決における法律違反の事実を記載し、それが憲法に違反する事由と憲法の条項を明示しています。

上告人に知る限りにおいて、特許庁の審決、並びに知的財産高等裁判所の判決のいずれの場合でも、そこに間違いが生じる可能性を想定していると考えていますが、「不正」について想定しているとは考えられないのです。したがって、この「上告理由書」並びに「上告受理申立て理由書」においては、「不正」に関連すると考えられる法律について記述しているに過ぎないことを、あらかじめご理解下さい。

## 上告理由の第1 憲法第14条に対する違反

### (A) 憲法第14条

憲法第14条には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあります。

上告人は、被上告人による「審決」において、さらに知的財産高等裁判所での審決取消請求裁判においても、不正な判断並びに不正な「判決」を頂きました。

上告人は、被上告人が行った「審決」並びに、知的財産高等裁判所での「判決」のいずれもが法令に違反したものであり、また不正であることを、別紙「上告受理申立て理由書」(同書1頁～45頁)で詳細に説明し明らかにしています。

本願発明以外の「審決」や「判決」において日常的に「不正」が繰返されているとは考えられません。したがって、本願発明を出願した上告人は、「法の下に平等である」との規定に反して不当に差別されたのであり、それは明らかに憲法第14条に対する違反です。

上告理由の第2 憲法第99条及び81、76、77、80条について

(A) 憲法第99条に対する最高裁判所の憲法違反

憲法第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあります。

憲法第81条には「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する最終裁判所である。」とあります。

憲法第76条第1項には、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」とあります。

憲法第77条には、「最高裁判所は、訴訟に関する手続き、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。」とあります。

憲法第80条には「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。～」とあります。

上記四つの条項及びそれに関連する幾つかの事柄について、最高裁判所のWEB上の記載では解り易い説明をしています。

「最高裁判所には、我が国で唯一の最高の裁判所としての司法裁判権が与えられています。さらに、憲法は司法権の完全な独立を守るために、訴訟に関する手続き、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について規則を制定する規則制定権を、また、下級裁判所の裁判官に任命されるべき者の指名、裁判官以外の裁判所職員の任命及び補職、裁判所に関する予算の編成への関与及び実施等のいわゆる司法行政権を、最高裁判所に与えました。最高裁判所のこれらの権限の行使のために、付属機関として、事務総局、司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館が設置されています。」

( <http://www.courts.go.jp/about/sosiki/saikosaibansyo/index.html> )

(平成29年10月22日現在)

これら幾つかの記述を俗な言い方をもって説明すれば、下級裁判所は、最高裁判所の支配下にあると言えます。

ですから、支配下にある下級裁判所が「法の下に平等である」と定めた憲法を無視して、憲法第99条にも反する判決を下したことは、最高裁判所も同じく憲法違反をしたこととなります。

つまり、最高裁判所がその司法行政権をして、下級裁判所が憲法違反の判決を下す状態にある事を防げなかった、或いはその状態に導いたことは、明らかに憲法違反であると考えられるのです。

(B) 憲法99条に反する状態は以前から継続していました

実は、上告人が最高裁判所に対して「上告理由書」及び「上告受理申立て理由書」を提出するのは二度目の事です。

最初の事件の書類は、付属書類の平成27年（行サ）第10037号の「上告理由書」と、付属書類平成27年（行ノ）第10056号の「上告受理申立て理由書」です。その時の裁判の成り行きは、今回の裁判に酷似しています。

上告人は、河川や河川河口或いは海岸の工事方法に関する発明を特許審査請求しましたが、それが認められないので拒絶査定不服審判請求をし、さらに知的財産高等裁判所に審決取消請求の裁判を求め、最後には最高裁判所に対する上告となりました。

前回の裁判でも、上告人は被上告人の「審決」がただの誤りでは無く、不正である事を知的財産高等裁判のみならず最高裁判所にも訴えました。

前回と今回では少し違うことがあります。前回の上告裁判では、被上告人の不正を知的財産高等裁判所が引き継いでいただけでなく、知的財産高等裁判所の「判決」の文章において、読む人を欺くあからさまな不正な記述が新たに加わっていました。当然、上告人はそれらの事実を上記「上告理由書」及び上記「上告受理申立て理由書」に記載しました。

つまり、知的財産高等裁判所が違法な判決を下す状態は、平成27年の前回上告裁判の時から続いていたのです。言い換えると、前回の上告裁判の時から今回の裁判に至るまで、最高裁判所は、知的財産高等裁判所の不正を黙認し或いは看過し続けていたのです、ですから、最高裁判所の憲法違反状態は平成27年より続いていたのです。

なお、念のため記述しますが、この（Ｂ）の記述は、上述（Ａ）での主張の正当性を明らかにするためのものであり、前回の裁判の結果について論を新たにするものではありません。しかし、前回の裁判の際に裁判所に提出した書類は、その裁判の結果に拘らず、証拠書類として正当性があるものと考えます。

### 上告理由の第３ 憲法第９９、７６、７７、８０条に関連する問題

#### （Ａ）憲法９９条に対する最高裁判所の憲法違反

##### （ア）憲法９９条及び第７６条第３項について

憲法第９９条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とあります。

また、憲法第７６条第３項には、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」とあります。

つまり、裁判官は憲法を尊重し、その良心に従い、独立してその判決を下さなければなりません。しかし、本願発明に関する知的財産高等裁判所の判決は、上記の憲法の規定から全くかけ離れたものでした。このことの詳細は「上告受理申立理由書」にも記述しています。

##### （イ）裁判官の独立性に対する侵害の経緯

上告人は、今回の知的財産高等裁判所の裁判で特別に印象的な出来事が二回ありました。

最初は、平成２９年５月に行われた第２回準備回での出来事です。

出席者は、裁判官、書記、被上告人の代理人３名、そして上告人でした。その席で上告人は「原告準備書面（第３回）」を提出し、さらに、来る口頭弁論の際に、上告人から被上告人及び関連する証人に対する質問をさせて頂くことを要望しました。

上告人は、被上告人の代理人がそれまでに提出した文書があまりに出鱈目で非論理的で、上告人の質問にも全く答えようもしない内容であったので、もっと真摯に対応できる方から納得できる話、或いは反論をお聞きしたく思ったのです。しかしその要望は聞き届けてもらえませんでした。

その際の裁判官の説明は以下のようなものでした。

第一に、上告人も被上告人も、提出済みの幾つかの書類でその主張の全てを尽くしていると考ええる。

第二に、裁判所として、上告人或いは被上告人に対してその主張や証言を強制して求めることは出来ない。

第三に、上告人或いは非上告人の主張が納得できないものであったり反論が無かったりした場合には、反論が出来ない或いは相手を納得させることが出来ないほうが不利な判断が成される。

第一、第二、の説明はもっともなものであり反論出来るものではありません。第三の説明も、それが裁判官から直接説明されたものである以上、認めざるを得ません。したがって、上告人は上述の要望を取り下げました。

第三の説明は、言わば裁判の判断における原則であると考えられます。民事裁判において、原告Aが被告Bを訴えた場合、被告Bが全く反論をしなかった場合には、原告Aの主張がそのまま認められる、との話は良く聞く事です。

上告人が申し出を撤回するのは当然のことです。つまり、今回の裁判が公平公正に行われることが裁判官によって直接に保障されたと考えたのです。

#### (ウ) 知的財産高等裁判所の判断

しかし、裁判の結果は全く逆でした。上告人の主張に全く反論出来ない、そして明らかに偏り、間違いである主張を繰り返した被上告人が勝訴したのです。

上告人は、準備書面を3回提出していますが、被上告人はそれに対する準備書面を1回しか提出していません。また、その記述は明らかな不正ばかりです。そして、判決文のどこを読んでも、これら上告人の有利な状況を覆すほどの理由は全く記されてはいませんでした。すなわち、知的財産高等裁判所の判決は不正であったのです。

二回目の印象的な出来事は、その判決の時の法廷での出来事です。

全く予想していなかった判決に対して、上告人は思わず立ち上がり判決の非とその不正を傍聴席に訴えました。そして、その裁判官に対して「ウソつき」である旨の発言をしました。その時の裁判官は、顔と上体を机に平行になるまで折り曲げ、顔を挙げることは全くありませんでした。丁度、謝罪しているかのようにも見えるその姿は今でも忘れることが出来ません。

それに対して、判決文を読み上げた裁判長の様子は全く対照的でした。全く快活でどちらかと言えば愉快そうにも見える表情だったのです。

(エ) 公平公正な裁判を考えていた裁判官

(イ) に記述した準備会の時には、裁判官は確かに今回の裁判が公平公正に行われる事を考えていたのであり、それだからこそ、上告人に対しても被上告人に対しても、そのことを保障したのです。しかしながら、判決は全く逆な結果でした。

その身分が憲法で保障され、憲法を擁護することが求められている裁判官が、何故に自ら憲法の規定を破る判決を下したのでしょうか。裁判官が憲法の規定を破るような判決を下せば、保障されている職業的地位を失うだけで無く、それまでの社会的評価も全て失うことは明らかです。それにも拘らず、裁判官は不正な判決を下したのです。

何か、余程に強い圧力が或いは働きかけがあったと考えざるを得ません。公平公正に裁判を行うことを考えていた裁判官に対して、その意に反し、しかも憲法の規定にも明らかに反する判決を下させることを可能にする圧力の主は、誰でしょうか。

(オ) 最高裁判所の圧力或いは介入

憲法第77条には、「最高裁判所は、訴訟に関する手続き、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。」とあります。

また、憲法第80条には以下の記述があります。「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。～」

つまり、裁判官自ら憲法に違反した判決を下させる程の圧力を掛けることが出来るのは、最高裁判所以外にはないのです。ですから、最高裁判所は、自ら知的財産高等裁判所に圧力を掛け或いは働きかけを行い、憲法76条、第99条を破ったと考えざるを得ないのです。

さらに、それ以上の事も考えることが出来ます。いくら最高裁判所の圧力であるとは言え、自ら憲法違反の不正な判決を下すのは余りにも大きな危険を伴います。仮に失敗すれば、裁判官の地位だけでなく社会的地位も全て失うのです。さらには、社会全体にも大きな影響を与えることは間違いのないことです。ですから、その大きな圧力には、同時に飴玉も用意されていたのではないのでしょうか。

つまり、不正な判決を下しても、そして上告された場合でも、それが最高裁判所から指摘される事が無く、間違いなく上告人が敗訴する判決を下すと言う保障です。

もしかすると、裁判官に、より上位の地位を約束したのかも知れません。そう考えると、判決の時の場違いな裁判長の様子にも納得がいくものです。

これらの事を考えれば、知的財産高等裁判所の判決内容が、余りにも稚拙でお粗末な不正あった事も納得できることです。判決は、形式だけを整えた不正で間違えた判決であり、ほとんど素人の上告人であっても、その内容がお粗末であることは容易に判断できたことです。まともな考え方を持つ裁判官や弁護士であれば、呆れてしまうほどの内容なのです。つまり、稚拙でお粗末で不正な判決であっても不問にされることが前もって保障されていた可能性が考えられるのです。

と言うより、知的財産高等裁判所の判決が上告されたとしても、最高裁判所によって上告人の敗訴が既に約束されていたと考えるしかないのです。

#### (カ) 前回の上告裁判

上述「上告理由の第2」(B)で説明した、上告人の前回の上告裁判でも、同様の状況が発生していた可能性を考えています。

前回の裁判で何よりも不可解な事は、知的財産高等裁判所の「判決」において、特許庁の「審決」には無かった新たな不正が加わった事です。その不正も、今回の「上告受理申立て理由書」の冒頭で説明したのと同じく、読む人を欺く事を意図していると判断せざるを得ないものでした。思うに、不正な記述によってしか、特許を拒否する説明が出来なかったのではないのでしょうか。

知的財産高等裁判所と被上告人の不正は、付属書類「上告受理申立て理由書」の第4、第5、第6、第7(同書9頁～47頁)で詳細に説明しています。

いずれにしろ、上告人の前回の上告裁判でも最高裁判所の圧力或いは働きかけがあった可能性が大きく、最高裁判所は不正な行為を行った疑いがあると考えています。

#### 上告理由の第4 憲法第81、99条に関連する問題

##### (A) 最高裁判所自身の不正或いは憲法違反の判決

##### (ア) 前回の上告裁判

上述「上告理由の第2(B)」では、上告人が平成27年に行った上告につい

て説明しています。その上告は認められることなく、所謂、門前払いの結末に終わっています。しかし、その門前払いも、今になってみれば不可解なものであると判断せざるを得ないのです。

その時の最高裁判所の調書（決定）（平成28年12月1日）の内容は以下の通りです。

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第1主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

#### 第2理由

##### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

##### 2 上告受理申立てについて

本件申立の理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年12月1日

以下は略します。

#### (イ) 最高裁判所の平成28年の調書「第2理由 1 上告について」

最高裁判所の「1 上告について」では、「～違憲及び理由の不備・食違いを言うが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、～」とあります。

上告人の付属書類「上告理由書」の主張は、特許庁の「審決」と知的財産高等裁判所の「判決」の内容に基づき記述したものであり、その多くは、引用箇所も明記したうえで、その不正を主張しています。「事実誤認」とは、どこの記

述を指すのでしょうか。どの記述が事実誤認なのかどこにも説明はありません。

それとも「審決」も「判決」も事実では無かったとでも主張しているのでしょうか。さらに、「審決」と「判決」が不正であることは、憲法にその記述が無いから、憲法違反とは言えないとでも言うのでしょうか。

この「1 上告について」の記述は、その標題に「第2理由」と記述していますが、その具体的内容を示す理由の記述は何処にも無く、明らかに理由のない判決です。

これでは、民事訴訟法第312条第1項「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することが出来る。」同第2項第6号「判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」に該当することになります。つまり、最高裁判所自らが民事訴訟法の規定に反した「判決」を下し、明らかな憲法違反を行ったことになります。

また、「単なる法令違反」とは、どのような法令違反を指すのでしょうか。その法令はどこにも示されていません。上告人が記述した内容では、特許庁の「審決」と、知的財産高等裁判所の「判決」が特許法に違反している事実と、それが不正であることを明確に説明しています。

ですから、最高裁判所の記述によれば、「審決」と「判決」における特許法に対する法令違反と不正は単なる法令違反であり憲法違反ではないので、最高裁判所では審議しませんよと主張していることになります。

言い換えると、下級裁判所で、いかなる法令違反であろうとも、いかなる不正であろうとも最高裁判書は知りませんよと主張しているのです。

この最高裁判所の主張は明らかに間違ったものです。

これでは、憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」に違反しています。

当然、憲法第81条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」の記述も成り立ちません。

(ウ) 最高裁判所の調書「第2理由 2 上告受理申立てについて」

最高裁判所の「2 上告受理申立てについて」の記述はごく簡単なものです。「本件申立の理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」

まず、最高裁判所の記述中にある「本件申立の理由」は「上告受理申立て理由書」の事を指します。

そして、民事訴訟法第318条第1項の記載は以下の通りです。

「上告すべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。」

上告人の付属書類平成27年「上告受理申立て理由書」は、特許庁の「審決」と知的財産高等裁判所の「判決」が誤りである事及び不正である事を主張しています。（同書第4、第5、第6、第7）（同書9頁～47頁）

これは、付属書類平成27年「上告理由書」と同じ内容を持っています。そして、付属書類「上告理由書」よりも、さらに具体的に詳細にその事実を説明している内容であると言えます。

一方、最高裁判所の記述は、最高裁判所の過去の判例並びに知的財産高等裁判所の過去の判例に反していると判断出来る内容は、付属書類「上告受理申立て理由書」中の記述にはないと判断し、また、同「上告受理申立て理由書」中の記述が法令の解釈に関する重要な事項を含むとは判断出来ないと記述しています。

そして、「上告受理申立て理由書」中にそれらが無いのであるからして、事件を受理することが出来ないと主張していると考えます。

これも奇妙な判断です。つまり、前回上告した発明の特許審査や知的財産高等裁判所の判決において、過去の判例に反したことは無いのであり、不正な判断や判決があったとしても、それは重要な事項では無いので、それを最高裁判所が審査とすることはありませんよと宣言しているのです。特許審査並びに知的財産高等裁判所の判断で不正があったことが、何故に判例違反では無く、また重要な事項でも無いのでしょうか。

上告人は付属書類平成27年「上告受理申立て理由書」中で、被上告人の不正な「審決」を記述し、さらに知的財産高等裁判所でそれらの不正を正しいものと判断し同時に新たに不正な記述を加えていることを、詳細に説明しています。

しかし、五人の裁判官の全員がそれらの記述が無かったと主張しています。不正について具体的に詳しく説明した記述が目に入らなかったのでしょうか。そして、知的財産高等裁判所の判決中の不正は重要な事項ではないと考えたのでしょうか。全く不思議です。

率直に言って、これは、不正に目をつぶったのであり、さもなければ、目こぼし、見逃し、見落としをしたのです。もちろん、優秀であることにより選ばれた最高裁判所の裁判官の五人全員が一斉に、目こぼし、見逃し、見落としをすることは考え難いことですから、五人全員が口裏を合わせて不正に目をつぶったと考えるのが普通でしょう。

つまり、最高裁判所の裁判官はそろって、民訴法318条1項の記述に違反したのであり、自ら進んで憲法違反を行ったのです。

これらの行為は、憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」に違反しています

また、憲法第81条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」にも違反します。

(エ) 上記「上告理由の第4」(A)の記述について

上記「上告理由の第4」(A)の記述は、過去の最高裁判所の判断を覆して、その発明の特許を認めることを求めているものではありません。現在行われている裁判に関わる最高裁判所の不正の可能性について論じているものです。

第5 「上告理由の第1」～「上告理由の第4」の記述内容の整理

ここで、「上告理由の第1」～「上告理由の第4」の記述内容についてもう一度説明します。

(A)「上告理由の第1」では、被上告人の「審決」並びに、知的財産高等裁判所の「判決」のいずれもが法令に違反し、また不正であることを説明しています。そして、それが憲法違反であることを説明しています。

(B)「上告理由の第2」～「上告理由の第4」での記述は、最高裁判所が犯した憲法違反の内容を三つに区分して説明しています。

その内の「上告理由の第2」の記述は、本願発明の裁判において、最高裁判所が、下級審において既に憲法違反を生じさせている状態である事と、その状態が以前より続いていた事を説明しています。

(C)「上告理由の第3」では、知的財産高等裁判所での本願発明に対する判決について説明し、そこに最高裁判所からの直接の圧力或いは介入があった可能性を論じています。そして、最高裁判所の支配力が極めて強いものであり、最高裁判所の不正が過去にもあった可能性を説明しています。

(D)「上告理由の第4」では、上告人が過去に経験した上告裁判において、最高裁判所が直接に憲法違反の判断を下した事を論じています。

(E)「上告理由の第1」～「上告理由の第4」は、いずれも、上告人による最高裁判所への「上告」が正当なものであることを説明し、最高裁判所での審査を強く求めています。

また、「上告理由の第2」～「上告理由の第4」の記述は、今後下されるはずの最高裁判所の判決において、法令違反や憲法違反或いは不正に関する記述に曖昧な表現が無い事を求める記述でもあります。この要求は、憲法第14条の「法の下での平等」を犯された一人の国民として、不当にも険しい道のりを無理強いさせられた上告人として、当然の主張であると考えています。

#### まとめ

以上の論述によって、この「上告理由書」の主張が正しいものであり、上告の正当性も明らかになったと考えます。

上告人は、最高裁判所に対して「原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める」のみならず、被上告人の審決、並びに知的財産高等裁判所の判決のいずれもが不正であるとの判断を示すことを求めます。

そして、最高裁判所自身の不正或いは憲法違反についての判断も求めています。

本願発明をめぐる被上告人及び知的財産高等裁判所との争いは、既に一部の法曹関係者や特許関係者の間で関心を持たれています。また、一部の日本語研究者の間でも関心を持たれているようです。

この上告が明らかになれば、その関心の輪はさらに広がる事は間違いないことです。もちろん、判決が下されるまでにはある程度の月日が必要ですから、その間には多くの国民が関心を持つようになる事も間違いありません。

最近、民間企業において、多くの不正が行われて来たことが次々に明らかになっています。それらの内の多くで、経営陣など組織の上部が直接、間接に関わっていた事も知られて来ました。

組織上部が直接の指示をした不正では、その全貌を明らかにし、新たな改革を成すことは容易ではありません。既に倒産したり、いつまでたっても見通しが立たない企業もあります。組織の上部が腐っているので、その腐れが組織全体に広がっているからでしょう。

近年、このような出来事が多く発生していることはただの偶然であるとは考え難いのですが、上告人は、司法の世界においても同様の状況が発生している事を憂えています。そして何よりも悲しむべきは、司法の独立性がほとんど失われている事です。そして、それは多くの国民が感じている事です。

このような状況で最も重要なことは、まず最初に事実の解明でありその確認でしょう。それが無いことには進むべき道を明らかにすることは不可能です。

上告人は、司法の最高責任者である最高裁判所の皆さんが、何よりも事実を明らかにして、誠実で正しい判断をされることを強く望んでいます。

考えたくもないことですが、仮に、最高裁判所が誤った判断を示せば、最高裁判所のみならず日本の司法制度全体への不審の目は今以上に広がります。それは、日本国内の出来事であることにとどまらず、世界中に広く知れ渡ることになるでしょう。

そして、日本が法治国家ではない事や民主主義の国とは言えない事も世界中に明らかになる事でしょう。そうなれば、日本国全体が、国際的信用を失い、経済的のみならず政治的にも文化的にも膨大な損失をもたらすことは間違いないことです。

上告人は、最高裁判所の裁判官の皆様が真摯な審議と誠実な判決を下されることを心から望んでいます。そして、日本国が法治国家であり、民主主義国であることを明確に示す決断をされることを強く願っています。